

# 令和8年ふぐ処理師試験受験案内

## 1 試験日時及び場所

### (1) 学科試験

- ア 日時 令和8年6月1日（月曜日）  
午後1時30分から3時30分まで  
（午後1時までに会場に集合すること。）
- イ 場所 山口市滝町1番1号  
山口県庁職員ホール（厚生棟3階）

### (2) 実技試験

- ア 日時 令和8年7月8日（水曜日）又は7月9日（木曜日）のいずれか  
※実技試験の日時については、別途、学科試験の合格者及び学科試験免除者あてに通知します。  
なお、日時は受験者数等によって決定しますので、受験日時を選択することはできません。
- イ 場所 山口市秋徳二島1062  
やまぐち総合教育支援センター

## 2 試験内容

### (1) 学科試験及び実技試験を行います。

試験区分	試験科目	所要時間
学科試験	衛生法規	120分間
	食品衛生学	
	ふぐに関する知識	
実技試験	種類鑑別	3分間
	臓器鑑別	5分間
	処理の技術（※）	20分間

※処理の技術（実技試験の詳細は別紙）

食用に供されるふぐの一尾を一定時間内に解体処理し、可食部分及び不可食部分に分離する技術を審査します。

#### ア 解体

口ばしの除去、はく皮、内臓の除去（脳及び眼球の除去を含む。なお、脳は頭蓋骨を割る等により、確実に除去すること。）及び皮の処理（粘膜の除去まで）を行う。

#### イ 可食部分及び不可食部分の分類

解体した各部位を可食部分と不可食部分に分類し、それぞれを容器に並べる。

- (2) 実技試験は、学科試験に合格した方に限り、受験することができます。
- (3) 学科試験に合格した方は、合格した年の翌々年の12月31日までに行われる試験の学科試験が免除されます。なお、受験申込は必要です。

## 3 受験手続

### (1) 受験願書の受付期間

令和8年4月6日（月曜日）から令和8年4月24日（金曜日）まで  
ただし、土曜日、日曜日及び休日を除く。

（郵送の場合は、4月24日（金曜日）までの消印のあるものを有効とします。）

## (2) 受験願書の提出先

受験者区分		提出先
1	ふぐの処理の業務に従事する事業所(以下「事業所」という。)が県内にある方	事業所の所在地を所管する保健所
2	事業所が県外にあり、 <u>住所地が県内にある方</u>	住所地を所管する保健所
3	事業所及び <u>住所地が県外にある方</u>	山口県環境生活部生活衛生課

## (3) 提出書類

(5)の提出上の注意をよく読んで、上記提出先に持参又は郵送により、次の書類を提出してください。

なお、アは、所定の様式を使用してください。(入手方法は6(1)を参照)

ア 受験願書

イ 写真(縦4.5センチメートル、横3.5センチメートル。出願前6か月以内に撮影した無帽、正面向き及び上半身像のものとし、裏面に氏名を記載して、写真台紙に貼り付けること。)

ウ 学科試験が免除される方(令和6年1月1日以降の学科試験に合格した方)は、学科試験に合格したことを証する書類

## (4) 受験手数料

ア 県内在住者

山口県収入証紙10,750円分を、受験願書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

イ 県外在住者

山口県収入証紙が購入できない者にあつては、郵便為替で10,750円分を願書郵送時に同封すること。

※受験手数料は、願書受付後は一切返還しません。

## (5) 受験願書等の提出上の注意

ア 消せるボールペンや鉛筆等の容易に消すことができる筆記用具を用いて記入しないこと。

イ 外国籍の方は、出入国管理及び難民認定法第19条の3の在留カード若しくは日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法第7条の特別永住者証明書又は旧外国人登録法第5条第1項の登録証明書に記載されている氏名を記載すること。

ウ 受験願書の住所は、受験票の送付先となるので、地番及び「何某」方(アパート名又は居住している家の世帯主名)まで詳細に記入すること。

エ 郵便により受験願書等を提出する場合は、書留にして、封筒の表に「ふぐ処理師試験受験願書在中」と朱書すること。

## (6) 受験票の交付

試験日の7日前までに、受験者に対し、受験番号を記入した受験票を郵送します。

※試験日の7日前になっても受験票が届かない場合は、山口県環境生活部生活衛生課へ問い合わせてください。(TEL:083-933-2974)

## 4 試験当日持参するもの

### (1) 学科試験

受験票、筆記用具（鉛筆、消しゴム）

### (2) 実技試験

受験票、白衣など清潔な服装、上履き、調理用具（包丁、ふきん2～3枚）、軍手等手袋（必要な場合）

※まな板は、会場で準備しています。

※タイマー等の音が出る機器や通信機能のある時計等は持ち込みできません。

## 5 合格者の発表等

### (1) 合格発表

学科試験の合格者には「合格通知書兼実技試験受験票」を、6月下旬の合格発表日に郵送します。

実技試験の合格者には「ふぐ処理師試験合格証書」を、本年学科試験の合格者であって、実技試験の不合格者には「ふぐ処理師試験学科試験合格証書」を、それぞれ7月下旬の合格発表日に郵送します。

### (2) 試験の得点

試験の得点を知りたい場合には、合格発表以後、受験者本人が受験票を持参し、山口県環境生活部生活衛生課（山口県庁2階）において、その旨を申し出てください。

（電話による申出には、お答えできません。）

なお、合格発表の日から1か月間は口頭により申し出ることができませんが、それ以降は、書面による開示請求が必要となります。

## 6 その他

### (1) 受験願書等の配布

県内保健所及び山口県環境生活部生活衛生課で配布するとともに、山口県ホームページ上に掲載します。

郵便で受験願書を請求する場合は、封筒の表に「ふぐ処理師試験受験願書等請求」と朱書し、140円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒（縦33.2cm、横24cmの封筒）を同封してください。

### (2) 問い合わせ先

不明な事項は、次のところへお問い合わせください。

ア 事業所又は住所地在県内にある方

岩国環境保健所（岩国健康福祉センター） TEL 0827-29-1527

柳井環境保健所（柳井健康福祉センター） TEL 0820-22-3631

周南環境保健所（周南健康福祉センター） TEL 0834-33-6426

山口環境保健所（山口健康福祉センター） TEL 083-934-2535

防府保健所（山口健康福祉センター防府保健部） TEL 0835-22-3740

宇部環境保健所（宇部健康福祉センター） TEL 0836-39-9862

長門環境保健所（長門健康福祉センター） TEL 0837-27-0794

萩環境保健所（萩健康福祉センター） TEL 0838-25-2665

下関市立下関保健所 TEL 083-231-1936

イ その他の方

山口県環境生活部生活衛生課（山口市滝町1番1号） TEL 083-933-2974

# 実技試験について

## 1 ふぐの処理の技術

- 各受験者は、ふぐ一匹を 20 分間以内に解体処理し、可食部分及び不可食部分に分離する。

### <処理の内容>

- ・処理は、ヒレと口ばしを取り除き、皮を剥ぎ、脳及び眼球を含む内臓の除去、皮の処理。
- ・脳は、頭蓋骨を割るなどして確実に除去する。
- ・皮の処理は、粘膜の除去まで。「とうとうみ」と皮の分離、「皮すき」は不要。
- ・処理したものは、まな板、たらい、排水口等にある残渣も含めて、全て可食部位と不可食部位に分けそれぞれのバットの中に入れる。
- ・まな板をきれいに洗い、たらいとバケツの水を流して、残渣処理を行う。

### <「処理の技術」の注意事項>

- ・入室後、受験番号と同じ番号札のある調理台に着き、受験票、包丁・布巾などを調理台の上に準備する。(まな板は会場で準備しています。)
- ・試験開始後は、調理台の上にある道具以外は使用できない。
- ・終了の合図までにバットの中に入れていない場合は、分別が未完了とみなす。
- ・20 分経過すると、処理の途中でも終了となる。

## 2 ふぐの種類及び臓器の鑑別

- 種類鑑別 (3 分)  
実物のふぐ 8 種類の鑑別を行い、該当するふぐの種類を回答する。
- 臓器鑑別 (5 分)  
実物の臓器 6 種類の鑑別を行い、該当する臓器の種類を回答する。

### <「鑑別」の注意事項>

- ・魚体と臓器それぞれに番号を付けているので、解答用紙に該当する番号を記入。
- ・トゲ等を確認するためにふぐに触れることは認めるが、魚体を持ち上げることは禁止する。
- ・臓器には触らない。